

## お詫びと訂正

### 「農地・生産緑地に関する実務と事例」

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- 37 頁下から 6 行目、7 行目に以下の一文を挿入する  
地方自治法第 180 条の 2 の規定により、農業委員会に事務委任がされ、農業委員会が許可権者となっていることが多い。
  - 58 頁上から 3 行目  
(誤) 市町村の農業委員会を経由して都道府県知事等に対し、  
(正) 市町村の農業委員会に対し
  - 59 頁上から 5 行目  
(誤) ④ 一定以上の面積を取得すること  
(正) 削除
  - 59 頁〈農業委員会から農地法の許可を得るための農地取得要件〉表中
    - ・「農地所有」欄の「個人」列  
(誤) 参入要件に加え
      - ① 一定以上の面積を取得すること
    - (正) ① 農地の全てを効率的に利用する
    - ② 必要な農作業に常時従事する
    - ③ 周辺の農地利用に支障がない
  - ・「農地所有」欄の「法人」列  
(誤) ⑥ 一定以上の面積を取得すること  
(正) 削除
- 72 頁下から 11 行目  
(誤) 農地法 18 条 5 項  
(正) 農地法 18 条 1 項 5 号